

建設工事入札参加者に係る資格格付要領

(目的)

第1条 兵庫県建設工事入札参加者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する格付等級の算定については、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第2条 総合数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定に基づく総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定結果に係る数値をいう。以下同じ。）に技術評価数値、社会貢献評価数値及び資格制限・指名停止数値を合算した数値（以下「技術・社会貢献評価数値」という。）を加算して算定するものとする。

(総合評定値)

第3条 入札参加を希望する工事の種類について、要綱別表第1において必要とされる建設業法上の許可業種が複数ある場合の総合評定値は、そのうち最も大きなものとする。

(技術・社会貢献評価数値)

第4条 技術・社会貢献評価数値に係る項目及び点数は、別表のとおりとする。

- 2 各入札参加資格者に係る技術評価数値、社会貢献評価数値及び資格制限・指名停止数値は、別表の項目のうち当該入札参加資格者が該当する項目の点数を合算した数値とする。
- 3 第1項に規定するもののほか、技術・社会貢献評価数値に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年2月1日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は平成14年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領第2条及び第4条の規定は、平成15年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年2月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成16年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成17年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成18年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成19年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成20年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。
附 則
(施行期日)
- この要領は、平成21年7月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- この要領は、平成22年7月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- この要領は、平成23年1月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- この要領は、平成23年7月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- この要領は、平成24年3月23日から施行する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の社会貢献評価数値における項目8(1)の

要件に該当し、平成25年度の資格格付に適用された者に係る点数については、改正後の要領別表において当該項目の点数に規定する基準点とする。

- 3 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の社会貢献評価数値における項目8(8)又は(9)の要件に該当し、平成25年度若しくは平成26年度の資格格付に適用された者に係る点数の反映する期間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の技術評価数値における項目6の要件(1)に該当し、平成29年度又は平成30年度の建設工事入札参加者に係る資格格付に適用された者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の要領別表の社会貢献評価数値における項目5及び項目6の点数は、平成30年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要領別表の技術評価数値における項目7の要件(2)及び(3)並びに社会貢献評価数値における項目9の(6)及び(7)の点数は、平成31年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要領別表の技術評価数値における項目6及び項目7の点数は、令和3年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要領別表の社会貢献評価数値における項目2の項目名は、令和4年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領別表の技術評価数値における項目3の点数は、令和5年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領別表の社会貢献評価数値における項目5の点数は、令和5年度の建設工事入札参加者に係る資格格付まで適用する。また、同項目7の項目名は、令和6年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

別表（第4条関係）

【技術評価数値】

| 項 目 | | 点 数 | |
|-----|----------------------------------|----------------|-----------------|
| 1 | I S O 9001 認証取得 | 1 6 点 | |
| 2 | C P D S、C P D（継続 学習制度）単位取得者在籍 | 一般土木工事 | 6 点 |
| | | 造園工事 | 6 点 |
| | | 建築一式工事 | 6 点 |
| | | 電気工事 | 6 点 |
| | | 管工事 | 6 点 |
| 3 | 建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録 | 6 点 | |
| 4 | さわやかな県土づくり賞受賞 | 1 6 点 | |
| 5 | 人間サイズのまちづくり賞受賞 | 8 点 | |
| 6 | 兵庫県優秀施工者賞受賞 | 4 点 | |
| 7 | 兵庫県若手優秀施工者賞受賞 | 2 点 | |
| 8 | ひょうごの土木技術活用システム等登録 | 6 点 | |
| 9 | 技術提案 | 4 8 ～ 8 点 | |
| 10 | 建設労働災害防止活動 | (1) 講習会等に参加 | 6 点 |
| | | (2) 安全指導者の在籍 | 6 点 |
| | | (3) 新規安全指導者の在籍 | 4 点 |
| 11 | 工事成績 | 一般土木工事 | 1 2 0 ～ - 4 0 点 |
| | | アスファルト舗装工事 | 1 2 0 ～ - 4 0 点 |
| | | 造園工事 | 1 2 0 ～ - 4 0 点 |
| | | 建築一式工事 | 1 2 0 ～ - 4 0 点 |
| | | 電気工事 | 1 2 0 ～ - 4 0 点 |
| | | 管工事 | 1 2 0 ～ - 4 0 点 |

【社会貢献評価数値】

| 項 目 | | 点 数 |
|-----|--|--------|
| 1 | 障害者雇用 | 40～8点 |
| 2 | ユニバーサル社会づくりへの参画 | 8点 |
| 3 | I S O14001又はエコアクション21認証取得 | 16点 |
| 4 | 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰 | 8点 |
| 5 | 兵庫県納税功労者表彰 (評価は令和6年9月末日まで) | 8点 |
| 6 | 県内新規中小企業者 | 4点 |
| 7 | 男女共同参画社会づくり協定締結 (令和6年10月から「女性活躍促進の取組」に拡充) | 8点 |
| 8 | 子育て応援協定締結 | 8点 |
| 9 | 社会貢献活動等 (1) 県と災害応急対策業務に関する協定等締結 | 22～12点 |
| | (2) 協定等に基づく要請による出動 | 16点 |
| | (3) 地域づくりのために資する重要な活動 | 8点 |
| | (4) 県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動 | 6点 |
| | (5) 県の関係事業に対する支援 | 6点 |
| | (6) 就業体験事業等への協力 | 8点 |
| | (7) 若年技術者の新規採用 | 30～4点 |
| | (8) 地域安全まちづくり活動 | 6点 |
| | (9) 刑務所出所者等の雇用 | 16点 |
| | (10) 建設業暴力追放活動 | 6点 |

【資格制限・指名停止数値】

| 項 目 | | 点 数 |
|-----|------|------|
| 1 | 資格制限 | -16点 |
| 2 | 指名停止 | -16点 |